

東京地裁判決を受けての市の対応について

1 判決の内容について

判決では、その主文において、

- 1 本件訴えのうち、被告が小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 小金井市長が令和5年1月26日付けで原告に対してした別紙児童目録2記載の児童の小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消す。
- 3 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和4年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

とされています。

2 控訴について

市長として判決を重く受け止め、控訴はしないことといたしました。

控訴しないこととした理由は二つあります。

一つ目は、原告の方そしてお子さんを、これ以上不安定な立場に置けないということにあります。裁判所が、当該児童の小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消すとした判断を重く受け止め、直ちに是正する必要があるためです。

二つ目は、前市長の専決処分を、違法である旨判断した裁判所の判断に異議がないからです。市長に就任し、機関の長として、行政の継続性確保という責任から一審に臨んでいましたが、専決処分は違法との判断を市長として重く受け止め、判決を尊重したいと考えます。

3 今後について

小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下するとされました。また、現在、市立保育園全体では退職等に対する保育士を確保できず欠員が生じており、段階的縮小の取組を進めていました両保育園において0歳児・1歳児の募集を再開し、その児童を受け入れるための安定的な保育体制の確保ができない状況です。

このため、段階的縮小の取組が進んでおりました小金井市立くりのみ保育園及びさくら保育園における0歳児・1歳児の募集を直ちに行うことはできません。

市立保育園において安定的な保育体制をどのように確保していくかについては、保育体制や施設等の老朽化などの市立保育園を取り巻く課題への対応を踏まえた上で市立保育園の在り方を整理する必要があると考えております。

4 小金井市立保育園在り方検討委員会について

市では、令和3年3月に小金井市すこやか保育ビジョンを策定し、同ビジョン及び保育の質のガイドラインの周知を図ってまいりました。また、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、同ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図る必要があります。

今般、令和6年2月22日に東京地方裁判所において「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の判決が出され、判決は、原告以外の第三者に対して直ちに条例制定を無効として取り扱わなければならない法律上の義務を生じさせるものではない一方、専決された条例が無効との判断が示されており、法的に極めて不安定な状況にあり、早急な解消が求められています。

また、将来の人口減少等も見据えた「新たな保育業務の総合的な見直し方針」における「5つの課題」への対応として、園舎老朽化への対応、保育定員の適正化、保育サービス拡充のための予算と人員の確保、公立保育園の公費負担、自治体経営の観点からの5園直営維持の困難等もより差し迫ったものとなっています。

このような状況を踏まえ、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討する必要があることから、小金井市在り方検討委員会を設置いたします。